

令和8年(2026年)2月9日  
総務委員会資料  
総務部総務課

(第13号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (給料の額) 第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。	第1条 (略) (給料の額) 第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。
区長 <u>1, 306, 300円</u>	区長 <u>1, 264, 600円</u>
副区長 <u>1, 048, 700円</u>	副区長 <u>1, 015, 200円</u>
教育長 <u>919, 300円</u>	教育長 <u>889, 900円</u>
常勤の監査委員 <u>835, 200円</u>	常勤の監査委員 <u>808, 500円</u>
第3条・第4条 (略) (支給方法等) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の199</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号) 第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 附 則 (略) 別表 (略)  <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年3月1日から施行する。</u>	第3条・第4条 (略) (支給方法等) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては <u>100分の199</u> 、常勤の監査委員にあつては <u>100分の173</u> を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号) 第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 附 則 (略) 別表 (略)

(参考)

第2条関係

	区長	副区長	教育長	常勤の監査委員
現 行	1,264,600	1,015,200	889,900	808,500
改正案	1,306,300	1,048,700	919,300	835,200
差	41,700	33,500	29,400	26,700

第5条関係

中野区長、副区長及び教育長

	6月	12月	年間
現 行	197/100	197/100	394/100
改正案	199/100	199/100	398/100
差	2/100	2/100	4/100

常勤の監査委員

	6月	12月	年間
現 行	173.5/100	173.5/100	347/100
改正案	175.5/100	175.5/100	351/100
差	2/100	2/100	4/100